

感染症法改正を踏まえた「熊本県感染症予防計画」の改定

1 感染症予防計画の位置付け

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）」第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、都道府県知事が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画」であり、感染症対策の方向性を示すもの。

2 感染症法改正及び国の基本指針変更の経緯及び概要

- 新型コロナウイルス感染症への対応では、全国的に通常医療を制限しての病床確保や、自宅療養者への対応、医療人材の不足、マスク等の感染防護具の不足など、地域医療の様々な課題が生じた。
- そうした教訓を踏まえ、全国的に感染拡大しうる新たな新興感染症の発生・まん延に迅速かつ的確に対応するため、令和4年12月に感染症法等が改正され、併せて厚生労働大臣が定める基本指針も変更された。

- ・ 平時にあらかじめ都道府県と医療機関が病床確保や外来対応、自宅療養者への医療の提供、後方支援、他の医療機関への人材派遣等について協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等を法定化。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を念頭に、新興感染症発生・まん延時には新型コロナ対応時の最大規模の体制を速やかに立ち上げ機能させる。

3 熊本県感染症予防計画の改定の内容

(1) 保健・医療提供体制に関する記載事項の追加

- ① 情報収集・調査研究
- ② 検査の実施体制・検査能力の向上
- ③ 感染症の患者の移送体制の確保
- ④ 宿泊施設の確保
- ⑤ 宿泊療養・自宅療養体制の確保
- ⑥ 都道府県知事の指示権限・総合調整権限の発動要件
- ⑦ 人材の養成・資質の向上
- ⑧ 保健所の体制整備

(2) 感染症に係る医療提供体制の確保等について必要な数値目標の設定

- ① 入院受入医療機関の確保病床数、発熱外来機関数、自宅療養者等に医療を提供する機関数、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関等に派遣可能な医療人材の確保人数、個人防護具を十分に備蓄する医療機関数
- ② 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数
- ③ 宿泊療養施設の確保居室数
- ④ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

【参考】新興感染症発生・まん延時の医療提供体制

感染症法に基づく厚生労働大臣による公表

